

静岡県告示第542号

静岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（平成30年静岡県告示第478号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
附 則 1・2 （略）	附 則 1・2 （略） <u>3 第2の学び直し支援金の支給対象となる者に係る同(8)の規定については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は適用しない。</u> <u>4 学び直し支援金の支給を受ける者のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（令和7年4月8日文科科学大臣決定。以下「臨時支援金交付要綱」という。）第3条第3項に規定する高校生等臨時支援金（以下「臨時支援金」という。）の支給対象となる期間がある場合には、第4(1)の「支給限度額」は「支給限度額に法第3条第2項第3号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額」とし、第4(2)の「支給限度額に加算額を加えた額」は「支給限度額に加算額及び学び直し臨時措置を加えた額」とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正は、公示の日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。